



佐賀県公報

平成16年
10月18日
(月曜日)
第 12521号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (六四四・長寿社会課) 一

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (六四五・〃) 二

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (六四六・〃) 二

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更 (六四七・〃) 二

- 解除予定保安林 (六四八・森林整備課) 三

- 〃 (六四九・〃) 三

- 〃 (六五〇・〃) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第六百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人杏仁会

所在 地 佐賀市神園三丁目十八番四十五号

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 医療法人杏仁会訪問看護ステーションにじいろ

所在 地 佐賀市神園三丁目十八番四十五号

二 (一) サービスの種類 指定訪問看護
指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家

所在 地 佐賀市東佐賀町十六番二号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ふくしの家ケアサポートそら

所在 地 佐賀市東佐賀町十六番二号

サービスの種類 指定訪問介護

名 称 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有限会社ハート

所在 地 唐津市佐志千百五十六番地二十六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 グループホーム安庵

所在 地 唐津市佐志千百五十六番地二十六

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

名 称 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社コムスン

所在 地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 株式会社コムスン虹の松原ケアセンター

所在 地 唐津市和多田大土井二丁目七十一番

サービスの種類 指定訪問介護

名 称 指定年月日 平成十六年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社マーブルジャパン
 所在地 福岡県糟屋郡志免町志免中央四丁目四番二十一号
 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
 名 称 グループホームマーブルくらのうえ

所在地 鳥栖市蔵上三丁目三百四

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

指定年月日 平成十六年十月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人天寿会

所在地 多久市北多久町大字小侍百三十二番地六

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ケアハウス大地

所在地 多久市北多久町大字小侍百三十二番地六

サービスの種類 指定特定施設入所者生活介護

指定年月日 平成十六年十月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人寿恵会

所在地 鳥栖市平田町三千百六番地二十三

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 グループホーム和が家

所在地 三養基郡北茂安町大字中津隈三千八百六十四番地

サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第六百四十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定

居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

平成十六年十月十八日

●佐賀県告示第六百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
訪問入浴	寿樂園訪問入浴サービス	三養基郡基山町大字園部二 三〇七番地	平成一六・九・一五

●佐賀県告示第六百四十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦七 九七番地二三	平成一六・一〇・一
呼子町在宅介護支援センター	旧	東松浦郡呼子町大字呼子二二 四六番地	

●佐賀県告示第六百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するため、次の森林を解除予定保安林とする。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶺八三七七の九・八三七七の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第六百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶺八三七七の九・八三七七の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二二

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶺八三七七の九・八三七七の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二三

(二) 保安林として指定された目的

一 解除予定に係る保安林の所在場所

佐賀県知事 古川康

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十月十八日

- 二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
- 一 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第六百五十号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年十月十八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶺八三七七の九・八三七七の一六（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二二

二 (一) 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 (一) 解除の理由

道路用地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶺八三七七の九・八三七七の一六（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）八三七七の二一、八三七七の二三

二 (一) 保安林として指定された目的

申購
込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十六年十月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)

(三) 土砂の流出の防備
解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その関係書類を佐賀県国土づくり本部森林整備課及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。)